

第3回農業委員会総会議事録

平成26年9月29日

日時 平成26年9月29日(月) 午前9時30分
場所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 田村繁則

書記

栗山町農業委員会事務局 千葉清己

本日の出席委員

1番 井内 弘	10番 鳥村 正行
2番 桂 一照	11番 木内 浩一
3番 清水 哲雄	12番 小川 信一
4番 蔵田 信幸	13番 渕野 巖
5番 篠田 勝	14番 青山 悟
6番 長谷川 誠	15番 中島 信之
7番 笹谷 和広	16番 吉田 寿栄
8番 亀田 孝	17番 田村 繁則
9番 藤田 淳	

第3回農業委員会総会議事録

平成26年9月29日

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 松本俊哉
 " 事務局主幹 千葉清己
 " 事務局員 西村敬美

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名 (3番 清水委員、4番 蔵田委員)
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第5号	農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
5	報告第6号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	報告第7号	農地法第18条第6項の規定による通知について
7	報告第8号	農地のあっせん成立について
8	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
9	議案第11号	農地法第5条の規定による許可の農地転用事業計画変更承認申請について
10	議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について
11	議案第13号	土地の現況証明願いについて
12	議案第14号	農用地利用集積計画(案)について
13	議案第15号	農地のあっせんについて
14	議案第16号	買入協議を行う旨の通知の要請について
15		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第3回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、全員出席でございますので、栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

(会長)

皆さん、おはようございます。ただ今より総会を開催します。

(議長)

日程1番 「会議録署名委員の指名」でございますが3番清水委員、4番蔵田委員
よろしくお願いいたします。

日程2番 「会期の決定」についてですが、本日1日でよろしいでしょうか。

(ハイの声) ハイの声がありましたので本日1日といたします。

日程3番 「諸般の報告」を局長の方からお願いします。

(局長)

9月9日から17日に平成26年第5回栗山町議会定例会が開催され、田村会長が出席しました。

22日に現地調査を清水、蔵田、亀田委員により実施しました。

24日に第1回農地部会が開催されました。

(議長)

24日に開催された第1回農地部会の内容は後程、農地部会長より報告があります。
会務報告について何か質問はございませんか。なければ次に進みます。

日程4 報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」事務局

の説明を求めます。

(事務局)

報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて 下記申請者より、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げがあったので報告する。

転用申請者 貸主 栗山町〇〇 〇〇 借主 東京都〇〇 〇〇 許可申請内容 審議
年月日 平成26年8月28日 第2回農業委員会総会 申請人は転用申請者と同じ、申
請地 所在 栗山町〇〇59-9 の内、公簿 田、現況 田 5,888.88 m²他7筆、合計
12,883.25 m² 転用目的 太陽光発電施設の建設 権利の設定 賃借権 平成27年9月
1日から平成47年9月1日 取り下げ理由 転用計画の廃止
以上でございます。

(議長)

はい。何か質問等ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程5 報告第6号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第6号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。

所在〇〇882-1番地、公簿、現況ともに畑、面積合計1,546 m²、利用状況、普通畑、契約内容、使用貸借、契約年月日、平成25年4月30日、契約期間、平成25年4月30日～平成26年11月30日、解約通知日、平成26年9月5日、通知者、貸主、栗山町〇〇、〇〇、借主、栗山町〇〇、〇〇。

これにつきましては後の議案で出て来るものによる解約でございます。

(議長)

はい。何か質問等ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程6 報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明

をお願いします。

(事務局)

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借契約の解約について通知があったので報告します。2件の通知でございます。

番号1 所在 字〇〇〇439番地1 地目につきましては、公簿、宅地、現況、田 面積393.20㎡、外3筆、合計25,845.20㎡でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成23年11月30日 契約期間 平成23年11月30日から平成33年11月30日 解約通知日 平成26年9月3日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇〇 〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇〇 〇〇〇〇 以上です。

番号2 所在 字〇〇〇592番地4 地目につきましては、公簿、山林、現況、田 面積1,818㎡、外4筆、合計17,851㎡でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成26年2月28日 契約期間 平成26年2月28日から平成36年11月30日 解約通知日 平成26年9月10日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇〇 〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇〇 〇〇〇 後の議案による解約でございます。以上です。

(議長)

はい。何か質問等ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程7 報告第8号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第8号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。

申出者 栗山町〇〇 〇〇 相手方 栗山町〇〇 〇〇 対象農地 〇〇7-1 地目につきましては公簿、現況ともに田、面積4,638㎡ 外30筆 田20筆 116,546㎡ 畑3筆 18,950㎡ 雑種地6筆 2,845㎡ 用悪水路2筆 287㎡ 計31筆 138,628㎡でございます。成立年月日 平成26年9月9日 売買価格につきましては10a当り田〇〇円、畑〇〇円、雑種地〇〇円、用悪水路〇〇円、それぞれ面積を乗じて対価〇〇〇〇円でございます。

幹旋委員は笹谷、亀田、小川委員です。

(議長)

はい。何か質問等ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程8 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。2件の申請でございます。

番号1 所在 栗山町〇〇439番地1 地目につきましては公簿、宅地、現況田 面積393.20㎡外3筆でございます。譲渡人につきましては栗山町〇〇 〇〇、譲受人は栗山町〇〇 〇〇、適用としては新規就農による就農地の確保でございます。

番号2 所在 栗山町〇〇882番地1 地目につきましては公簿、現況とも畑 面積1,546㎡ 譲渡人につきましては栗山町〇〇 〇〇、譲受人は栗山町〇〇 〇〇、適用としては同じく新規就農による就農地の確保でございます。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(1番 井内)

まず、番号1につきましては、先程、事務局の説明にもありましたが、新規就農にかかる農地の取得であり、何ら問題ないと考えます。

番号2につきましても同様の内容であり、特に問題はないと考えます。

(議長)

はい。只今、事務局及び地区担当委員より説明がありましたが、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第10号については原案どおり決定といたします。

日程9 議案第11号「農地法第5条の規定による許可の農地転用事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

農地法第5条の規定による許可の農地転用事業計画変更承認申請について 農地法第5条の規定による許可のあった事業について、農地転用事業計画変更承認申請があったので承認について意見を諮う。

事業計画変更申請者 貸主 栗山町〇〇 〇〇、借主 北広島市〇〇 〇〇 許可を受けた内容 許可年月日及び番号 平成25年11月25日 栗農第5-42号指令 平成26年2月28日 栗農第110-2号指令にて変更 許可を受けた申請人氏名 栗山町〇〇 〇〇 及び〇〇 〇〇 許可を受けた土地 栗山町〇〇 340-1 の内 19,584 m²外 1筆 合計 19,999 m² 転用目的 耕土改良及び土砂採取 権利の内容 一時使用賃借権 期間 平成25年11月25日から平成27年11月24日 事業計画の変更内容 土砂採取量、表土、掘削面積の変更でございます。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第11号については原案どおり決定といたします。

日程10 議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のも

第3回農業委員会総会議事録

平成26年9月29日

のとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に諮問するにあたり、許可の可否について意見を諮う。2件の申請の内、1件はその内容不十分のため、差し戻し取り下げとなっております。

番号1 所在 栗山町〇〇340番地1の内 地目につきましては公簿、現況ともに田面積13,816㎡他2筆、合計面積15,236㎡でございます。貸主につきましては、栗山町〇〇〇〇、借主、栗山町〇〇〇〇、転用目的は耕土改良及び土砂採取でございます。位置図、事業面積図を参照して下さい。

(議長)

はい。この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(4番 蔵田)

9月22日に、清水委員、亀田委員及び事務局職員3名にて現地調査を行いましたので報告いたします。

1番については耕土改良と合わせて土砂採取について許可申請があったものであるが、周りに被害を与えることもないので転用に支障はないものと認める。

以上、よろしくご審議願います。

(議長)

はい。只今、事務局、現地調査班長より報告がございました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第12号については原案どおり決定といたします。

日程11 議案第13号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第13号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり願い出があったので証明の可否について意見を諮う。

第3回農業委員会総会議事録

平成26年9月29日

番号1 所在 栗山町〇〇 252番地6 公簿地目 畑 現況地目 農地外 面積1,271㎡ 利用状況 宅地として利用 所有者、願出人氏名 〇〇 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

(議長)

はい。この件につきましても現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(4番 蔵田)

先ほどの転用申請の現地調査同日に、現況証明願いに基づき現地確認を実施した結果、願い出どおりの現況地目であることを確認しておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局と現地調査班長より報告がございました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第13号については原案どおり決定といたします。

日程12 議案第14号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第14号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。

整理番号26所13-1 所有権の移転を受ける者 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 富樫 秀文 所有権を移転する者 栗山町〇〇〇〇〇 申出年月日 平成26年9月22日 所有権を移転する土地 所在 〇〇59番地177 現況地目 畑 面積859㎡外3筆 田2筆39,585㎡ 畑2筆1,901㎡ 計4

第3回農業委員会総会議事録

平成26年9月29日

筆41,486㎡でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田、普通畑として利用 所有権移転の時期につきましては、平成26年9月30日 対価につきましては、10aあたり田○○○○○○円 畑○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして○○○○○○円でございます。対価の支払方法につきましては、支払期限までに○○○名義○○口座に振り込むものとなっております。土地の引き渡し時期については対価の支払日となっております。

整理番号26所14-1 所有権の移転を受ける者 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社 理事長 富樫 秀文 所有権を移転する者 栗山町○○○○ 申出年月日 平成26年9月22日 所有権を移転する土地 所在 ○○170番地1 現況地目 畑 面積29,741㎡外 田4筆20,652㎡ 畑8筆40,596㎡ 計12筆61,248㎡でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田、普通畑として利用 所有権移転の時期につきましては、平成26年9月30日 対価につきましては、10aあたり田○○○○○○円 畑○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして○○○○○○円でございます。対価の支払方法につきましては、支払期限までに○○○名義○○口座に振り込むものとなっております。土地の引き渡し時期については対価の支払日となっております。

整理番号26所19-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○ (株)○○○ 所有権を移転する者 栗山町字○○ ○○○ 申出年月日 平成26年9月9日 所有権を移転する土地 所在 ○○7番地1 現況地目 田 面積4,638㎡外30筆 田20筆 面積116,546㎡ 畑3筆18,950㎡ 雑種地6筆2,845㎡ 用悪水路2筆287㎡ 計31筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田、普通畑として利用 所有権移転、土地の引渡時期につきましては、平成26年9月30日 対価につきましては、10aあたり田○○○○○○円 畑○○○○○○円 雑種地○○○○○円 用悪水路○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして○○○○○○○円でございます。対価の支払方法につきましては、支払期限までに○○○名義○○口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は農業生産法人であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

はい。只今、事務局より所有権移転3件の説明がありましたが、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第14号については原案どおり決定といたします。

日程13 議案第15号「農地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第15号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

番号1 あっせん申出者は栗山町字〇〇 〇〇、申出地の所在については栗山町〇〇592-4、公簿、山林、現況、田、面積、1,818㎡外9筆、合計面積、28,859㎡、次のページに当該地の図面を記載してありますのでご参照願います。

(議長)

はい。それでは関係する委員の説明をお願いします。

(10番 鳥村)

申出者の〇〇さんは体力の衰えから、今回、「農地を手放したい。」と申し出があり、あっせんをかける事としました。権利移動の第1候補として栗山町〇〇 〇〇さん、第2候補として栗山町〇〇 〇〇さんを予定しました。あっせん委員として井内委員と私の2名で進めて行きたいと考えておりますので、よろしくご審議願います。

(議長)

はい。只今、事務局、関係する委員さんより説明がありましたが、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号1 農地のあっせんについて あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員さん、井内委員さん、よろしく願います。

続いて、番号2について。事務局の説明をお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者は栗山町字〇〇 〇〇、申出地の所在については栗山町〇〇201-1、公簿、現況とも田、面積、9,446㎡外5筆、合計面積、38,936㎡、次のページに当該地の図面を記載してありますのでご参照願います。

(議長)

はい。それでは関係する委員の説明をお願いします。

(5番篠田)

申出者の〇〇さんは事情により、今回、「農地を手放したい。」と申し出があり、あっせんをかける事としました。権利移動の第1候補として栗山町字〇〇 〇〇さんと栗山町字〇〇 〇〇さんを予定しました。あっせん委員として藤田委員と私の2名で進めて行きたいと考えておりますので、よろしくご審議願います。

(議長)

はい。只今、事務局、関係する委員さんより説明がありましたが、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号2 農地のあっせんについて あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、篠田委員さん、藤田委員さん、よろしく願います。

日程14 議案第16号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第16号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出

第3回農業委員会総会議事録

平成26年9月29日

があったので、同法第16条第1項に基き、栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮う。

番号1 あっせん申出者、栗山町〇〇 〇〇、申出年月日、平成26年9月22日、あっせん申出地、栗山町〇〇883-1公簿、現況ともに畑、外13筆、合計76,124㎡以上でございます。

(議長)

はい。只今、事務局より道公社事業による買入をするよう町へ要請する説明がありましたが、この件につきまして、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第16号 買入協議を行う旨の通知の要請について 原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第16号は原案どおり決定といたします。

本日の議案につきましては、これで終了です。続きまして、農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は10月30日(木)9:30～、現地調査は10月23日(木)9:30～ 第3班 桂委員・篠田委員・鳥村委員にお願いします。

本日は、ご苦勞様でした。それでは、今日の会議はこれで終了します。

(局長)

ご起立ください。「礼」本日は大変ご苦勞様でした。(午前10時45分終了)